

諫早市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年4月19日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	島	田	和憲

令和4年度随時監査結果報告

1 監査の対象 経済交流部 商工観光課

2 監査の期間 令和5年3月13日（月）～3月27日（月）

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

監査の結果、一部において改善すべき事項が見受けられたのでその状況を記載する。

○ 結の浜マリパーク利用料（雑入）の収入事務について改善を求めるもの
【指摘事項】

諫早市会計規則第25条第1項によると、私人に歳入の徴収若しくは収納の事務を委託する場合は、会計管理者と協議のうえ、市長の決裁が必要であると規定されているが、結の浜マリパーク利用料（雑入）について、施設利用協力金として手続きがなされないまま業者に収納を委託している。

また、地方自治法第228条によると公の施設の利用につき徴収する使用料に関する事項については、条例に定めるよう規定されている。施設利用協力金の内、キャンプ場利用料については、公の施設の利用と考えられるが条例には定められていない。

上記の2点について、前回の随時監査時の指摘事項が改善されていない事例が見受けられた。

また、当該地の所有者である長崎県との使用貸借契約等の協議についても進展がみられない。

については、地方自治法及び諫早市会計規則に則った適正な収入事務に改善するよう直ちに取り組みたい。